

奈良県告示第348号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用する。

なお、平成19年5月奈良県告示第59号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年3月2日

奈良県知事 荒井 正吾

- 一 中間検査を行う区域  
奈良県の区域(奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。)
- 二 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
  - 1 中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。
    - (一) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
    - (二) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
    - (三) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
    - (四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
  - 2 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。
  - 3 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (一) 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの
    - (二) 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの
- 三 指定する特定工程及び特定工程後の工程  
次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(い)欄に掲げる工事を二以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ)構造	(い)特定工程	(う)特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事